

# 土木工事施工管理基準

令和8年4月

広島県水道広域連合企業団

## 目次

1. 目的	1
2. 適用	1
3. 構成	1
4. 管理の実施	1
5. 管理項目及び方法	2
(1) 工程管理	2
(2) 出来形管理	2
(3) 品質管理	2
6. 規格値	2
7. その他	2
(1) 工事写真	2
(2) 情報化施工	3
(3) 3次元データによる出来形管理	3
(4) 施工箇所が点在する工事	3
8. 出来形管理基準及び規格値（案）	4
9. 品質管理基準及び規格値	5
(1) 目的	5
(2) 品質管理基準及び規格値	5

## 別添

- 出来形管理基準及び規格値
- 品質管理基準及び規格値

## 土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、「土木工事共通仕様書（令和 8 年 4 月）広島県水道広域連合企業団版、1-1-1-26 施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。なお、この土木工事施工管理基準に定められていない工種については、「広島県の土木工事施工管理基準」によるものとする。

### 1. 目的

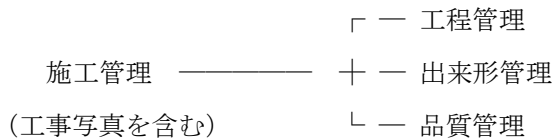
この管理基準は、土木（水道）工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

### 2. 適用

この管理基準は、広島県水道広域連合企業団が発注する土木工事について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

### 3. 構成



### 4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

### 5. 管理項目及び方法

#### (1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

## (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

## (3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

## 6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

## 7. その他

### (1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

### (2) 情報化施工

10,000m<sup>3</sup>以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第2編（土工編）」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。

### (3) 3次元データによる出来形管理

ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(4) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

8. 出来形管理基準及び規格値

別添「出来形管理基準及び規格値参照」

## 9. 品質管理基準及び規格値

### (1) 目的

土木工事の施工に当たっては、設計図書や特記仕様書並びに土木工事共通仕様書、また各種指針・要綱に明示されている材料の形状寸法、品質、規格等を十分満足し、かつ経済的に作り出す為の管理を行う必要がある。本基準は、それらの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものである。

### (2) 品質管理基準及び規格値

別添「品質管理基準及び規格値」参照

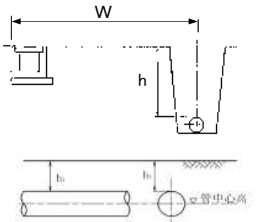
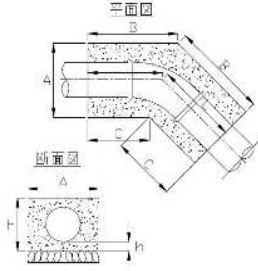
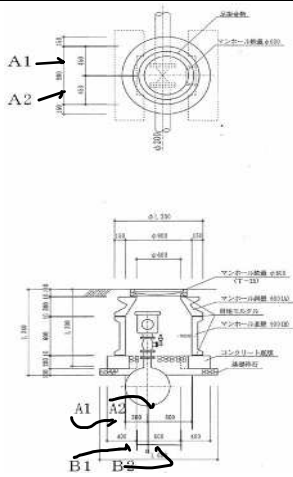
別添

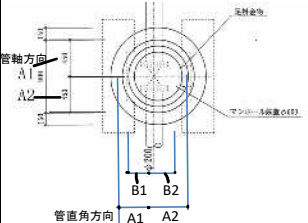
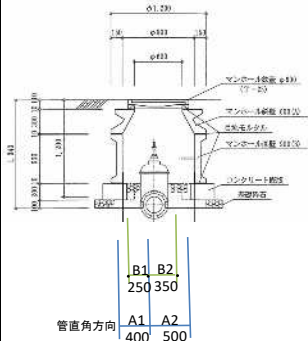
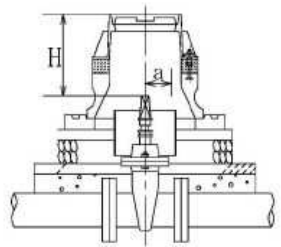
## 出来形管理基準及び規格値

### 出来形管理基準及び規格値

#### 【配管工事】

単位：mm

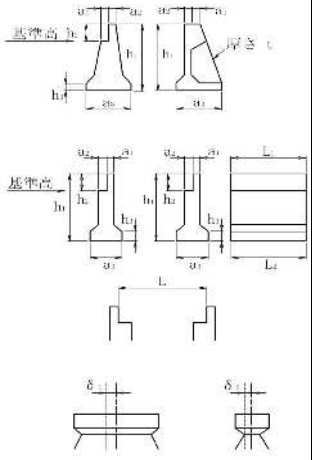
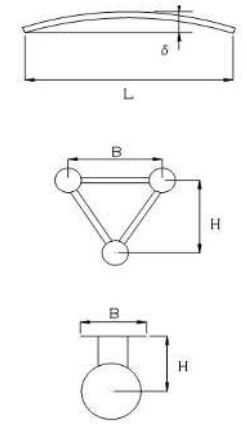
大工種	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
配管工（管路）	管布設工	占用位置 w	±30	測点ごとに測定 伏越し等，特殊部については，変化点で測定 ただし、土被りに制限がある場合は、土被りと高さは、規格値+30とする。  ※土被りは、国の通達(H11.3.31付け建設省道政発第32号、建設省国発第5号)の値を下回ってはいけない。			
		土被り h	±30				
		管中心高					
	管防護工	コンクリート断面	管下高 h	0～+50	実施箇所ごとに測定する 既設埋設物等の関係で標準防護ができない場合は、別途防護計算により形状を確定する		
			基礎工	幅：設計値以上 厚さ： -30 延長：各構造物の規格値			
配管工（弁室）	空気弁室工 (旧広島県企業局タイプ)	コンクリート底版部	幅 ±30 厚 -20	実施箇所ごとに測定する  底版据付については、管直角方向に対して、2箇所（起終点）とする  B1, B2のどちらかで1箇所を測定 内径900mmの時 設計 B1=150 B2=450			
		底版据付幅 B1 B2	弁類の芯から 管直角方向±50				
		側壁据付位置 A	弁類の芯から 管軸方向 ±50 管直角方向±100				実施箇所ごとに測定する  測定はA1またはA2のどちらか1箇所とする  弁室の最大内径からの距離を測定

大工種	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
	制水弁室工 (旧広島県企業局タイプ)	基礎部 コンクリート底版部	幅 ±30 厚 -20	実施箇所ごとに測定する 底版据付については、管直角方向に対して、2箇所（起終点）で、B1、B2を測定 内径900mmの時 設計 B1=250 B2=350		
		底版据付幅 B1 B2	弁類の芯から 管直角方向±50			
		側壁据付位置 A	弁類の芯から 管軸方向 ±50 管直角方向±100	実施箇所ごとに測定する 測定はA1またはA2のどちらか1箇所とする 弁室の最大内径からの距離を測定		
	制水弁室工 空気弁室工	据付位置a	弁室の中心から半径30 mm以内	実施箇所ごとに測定する		

### 出来形管理基準及び規格値

#### 【水管橋工事、鋼管塗装】

単位：mm

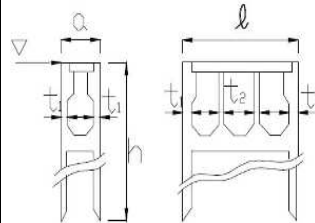
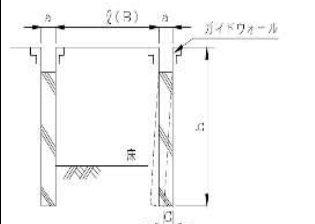
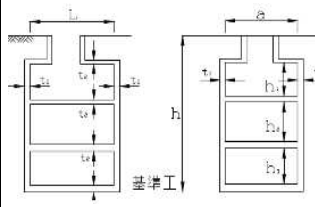
大工種	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
水管橋	橋台工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他設計図に表示のある主要寸法について、測定する。					
		橋台の天端長 L1	- 50						
		橋台の敷長 L2	- 50						
		橋台の天端幅 (a1, a2) 橋軸方向	- 10						
		橋台の敷幅 (a3) 橋軸方向	- 50						
		橋台の高さ (h1)	- 50						
		胸壁の高さ (h2)	- 30						
		床版の高さ (h3)	-20						
		控壁の厚さ (t)	-20						
		橋台間距離 (L)	$\pm 30$						
		中心線に対するずれ ( $\delta 1$ ) (橋軸方向)	$\pm 30$						
		中心線に対するずれ ( $\delta 2$ ) (橋軸直角方向)	$\pm 30$						
		仮組立時	全長・支間 (L)				+L/1000 -0 但し、最小値+50mm		
			製作キャンバー ( $\delta$ )				+10% -0 但し、最小1mm		
管体の通り (直進度)	仮組立支間任意の箇所について管軸芯に対し、左右 $\pm 10$								
桁・トラスの高さ (H)	$\pm H/500$ 但し、最小1mm								
桁・トラスの中心間距離	$\pm B/500$ 但し、最小1mm								
桁・トラスの通り	仮組立支間任意の箇所について管軸芯に対し、左右 $\pm 10$								
桁・トラスの鉛直度	$\pm H/500$ 但し、最大値10mm, 最小1mm								
現場継手の目違い	板厚の10% 但し、板厚15mm以下については1.5mm以下								

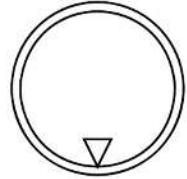
大工種	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
	水管橋 工場塗装工 現場塗装工 塗替塗装工	塗 膜 厚	目標膜厚以上	1. 塗膜厚の測定 塗膜厚は付録表-1に示すとおり、下塗、中塗、上塗の各種別ごとに測定する 合計膜厚は、設計膜厚以上とする 2. 鋼橋（水管橋本体） 厚さは電磁微厚計その他により管軸方向に対し任意の3箇所以上、その各箇所の円周上任意の4点で測定する 3. 歩廊等（付属部材） 10㎡につき1箇所測定する		
塗装工事（鋼管）	熱収縮チューブまたはシート（外面）	工場塗装部との重ね長さ	50mm以上			
		シートの円周方向の重ね長さ	50mm以上			
	水道用液状エポキシ樹脂塗装（内面）	塗膜厚	0.5mm以上			

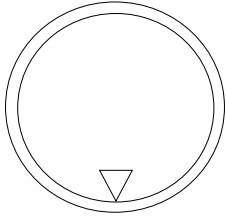
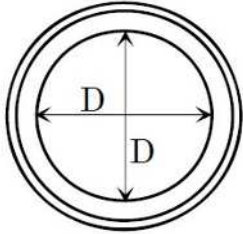
### 出来形管理基準及び規格値

#### 【シールド・推進工事】

単位：mm

大工種	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
シールド・推進工事（トンネル）	トンネル築造工	延長	±100	延長100mごとに1箇所割合で測定する 延長100m未満の場合は、1箇所測定する			
		中心線に対するずれ	±100				
シールド・推進工事（立坑）	ニューマチックケーソン立坑	基準高 $\nabla$	±100	設計書に表示のある主要寸法について測定する			
		潜函の長さ $l$	-30				
		潜函の幅 $a$	-30				
		潜函の高さ $h$	-50				
		潜函の壁厚 $t_1, t_2$	-20				
		偏心値 $s$	300				
	地下連続壁立坑	連壁	偏心値 $c/h$	$c/h \leq 1/500$			
			連壁の高さ $h$	-50			
			連壁の内寸法 $B$	-30	ガイドウォール施工後測定する		
			連壁の厚さ $a$	-20	ガイドウォール施工後測定する		
	管理立坑（本設）	立坑	基準高	-50	設計図に表示のある主要寸法について測定する		
			立坑の長さ（内寸法） $L$	-30			
立坑の幅 $a$			-30				
立坑の高さ $h$			-50				
” $h_1, h_2, h_3$			±20				
立坑の壁厚 $t_1$			-20				
立坑のスラブ厚 $t_2$			±20				

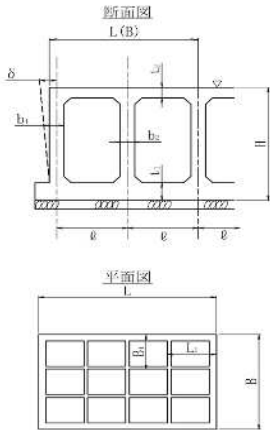
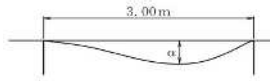
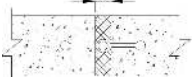
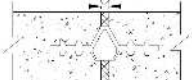
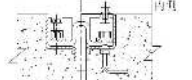
大工種	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
シールド・推進工事（推進）	推進工	基準高	±50	延長10mごとに1箇所割合で測定する。ただし、小口径管（径700mm以下）推進は両端部とする。		
		勾配	±1/10			
		中心線の水平変位	±50			
		延長	-200			
	配管工	延長（立坑間）	±100	延長100mごとに1箇所割合で測定する 延長100m未満の場合は、2箇所測定する		
		管中心高	±30			
	管防護工	断面（幅, 厚さ等） L, B, h1, h2, h3	0～+50	実施箇所ごとに測定		
		管下高 h	±50			
	管閉塞工	断面（幅, 厚さ等） a, b, b	±30			

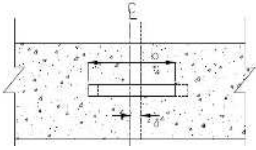
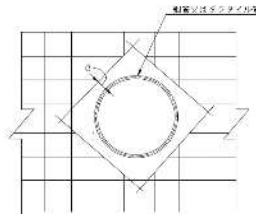
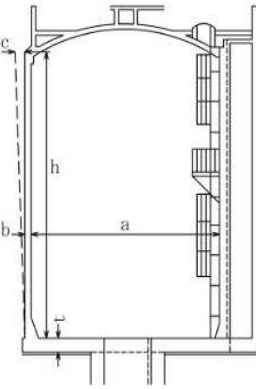
大工種	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
シールド・推進工事（シールド）	一次覆工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	5リングごとに測定する		
		勾配 $i$	$\pm 1/10$			
		中心線の水平変位	$\pm 100$			
		真円度（上下）	—			
		延長	—			
	二次覆工	管底高 $\nabla$	$\pm 50$	管底高は、施工延長25mにつき1箇所測定する 管径は、施工延長50mにつき1箇所測定する		
		勾配 $i$	$\pm 1/10$			
		中心線の水平変位	$\pm 50$			
		管径（上下） $D$	$\pm 10$			
		延長	—			

### 出来形管理基準及び規格値

#### 【水道構造物工事】

単位：mm

大工種	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
水道構造物工 (浄水場、ポンプ場、配水池等)	鉄筋および PCコンクリート構造物 1) 各部材の寸法	基準高 $\nabla$	$\pm 25$	1ブロック当り 3～5箇所測定		※1ブロックとは、コンクリート打設量から決定する打設1ブロック当たりの延長又は20mの小さい方とする。
		壁体の鉛直のずれ $\delta$	$\pm 30$	1面につき 2～3箇所測定する		
		支間寸法 $\ell$	+30 -25	1ブロック当り、総支間数の1/20の割合で測定する		
		断面寸法 ①柱・桁および類似部材の断面寸法または ②壁、床版・頂版および類似部材の厚さ $b_1, b_2, t_1, t_2$	規定寸法の2%以内 および +10 -5	①柱・桁類 1ブロック当り、総数の各1/10の割合で測定する ②壁類 1ブロック当り、総数枚(面)数の各1/10の割合で測定する ただし、側壁は1面につき2～3箇所測定する ③床版・頂版類 1ブロック当り 3～5箇所測定する		
		平面長 $L, L_1, B, B_1$	規定寸法の $\pm 1/1000$	①ブロックの縦・横方向の各2箇所測定する ②1池(区画)全長の縦・横方向の各2箇所を測定する		
	高さ $H$	$\pm 25$	1ブロック当り 3～5箇所測定する			
	2) 仕上がり面	平坦性 $\alpha$ (床版・頂版) ①金ゴテ仕上げ ②木ゴテ仕上げ	$\pm 5$ $\pm 7$	直線定規等を3m区間に当てて測定したときの $\alpha$ 値 施工規模に応じて、50～200㎡に1地点		
水道構造物工 (伸縮装置)	伸縮装置 1) エキスパンション型	取付間隔	センターバルブ 外径(d)の 1/4以下	5mごとに1箇所測定する		
	2) 伸縮可撓吸収型	取付間隔	センターバルブ 外径(d)の 1/4以下	5mごとに1箇所測定する		
	3) 伸縮可撓波型	取付間隔	センターバルブ 外径(d)の 1/4以下	5mごとに1箇所測定する		

大工種	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
水道構造物工（構造物）	止水板	取付間隔	止水板幅（b）の ±10%以内	5mごとに1箇所測定する		
	マクロセル腐食対策 コンクリート構造物への鋼管・ダ クタイル铸铁管配管	鋼管・ダクタイル铸铁管 と鉄筋との離隔	設計離隔に対し±20	管断面の0°、90°、180°、270°の4箇所 で測定（各断面の最小離隔距離dを測定）		
	薬品貯蔵槽 ライニング補修 FRPライニング	ライニング厚さ	0～+5	1面当たり5箇所測定または30㎡当 たり5箇所測定		
	ろ過砂敷均し（更生）	敷均し厚さ （各ろ材の層厚を 合計した全ろ層厚）	0～+20	1池当たり8箇所測定し、その平均値とする 測定は洗浄後とする		
水道構造物工事（PCタンク工事）	タンク本体	内空寸法 a	-20～+10	設計図に表示のある主要寸法について測定する		
		壁厚 b	-5～+10			
		底版厚 t	規定寸法の 2%以内 または -5～+10			
		傾き c/h	$c/h \leq 1/1000$			
		高さ h	±25			

別添

## 品質管理基準及び規格値

品質管理基準一覧表

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 配管材料	鋳鉄管・鋼管・その他	必須	ダクタイル鋳鉄管		JWWA G 113 JWWA G 120 JDPA G 1042 JDPA G 1046 JDPA G 1049 JDPA G 1052 JDPA G 3002 ・内面塗装 モルタルライニング JWWA A 113 エポキシ樹脂粉体塗装 JWWA G 112 ・外面塗装 水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料 JWWA K 139 GX形 JWWA G 120 JDPA G 1049	日本水道協会による検査	製造業者名の「受検証明書」  ※内・外面塗装は、設計図書で指定したもの	
			ダクタイル鋳鉄管（異形管）		JWWA G 114 JWWA G 121 JDPA G 1042 JDPA G 1046 JDPA G 1049 JDPA G 3002 ・内面塗装 エポキシ樹脂粉体塗装 JWWA G 112 ・外面塗装 水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料 JWWA K 139 GX形 JWWA G 120 JDPA G 1049			
			水道用ダクタイル鋳鉄管用接合部品		JWWA G 113 JWWA G 114 JWWA G 120 JDPA G 1042 JDPA G 1046 JDPA G 1049 JDPA G 3002			
			水道用ダクタイル鋳鉄管用離脱防止押輪		設計図書で指定したもの			
			水道用塗覆装鋼管		JWWA G 117 内・外面塗装 設計図書で指定したもの			
			水道用塗覆装鋼管（異形管）		JWWA G 118 内・外面塗装 設計図書で指定したもの			
			水道用ステンレス鋼管		JIS G 3468 JWWA G 115			
			水道用波状ステンレス鋼管		JWWA G 119			
			水道用ステンレス鋼管継手（伸縮可とう式）		JWWA G 116 規格品または規格準拠品			
			水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管		JWWA K 116			
			水道用ポリエチレン1種二層管		JIS K 6762			
			水道用ポリエチレン管金属継手（1種管用）		JWWA B 116 規格品または規格準拠品			
			水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管		JWWA K 6742			
			水道用硬質塩化ビニル管継手		JWWA K 6743 H I T S			
不銹水割T字管		設計図書で指定したもの						
水道用仕切弁		JWWA B 122 JWWA G 113 JWWA B 131 ・内面塗装 水道用ダクタイル鋳鉄管エポキシ樹脂内面粉体塗装 JWWA G 112 ・外面塗装 水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料 JWWA K 139						

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			水道用仕切弁 (丸ハンドル付)		JWWA B 122 内・外面塗装は同上			
			水道用ソフトシール仕切弁		JWWA B 120 準拠 (本体) JWWA G 120準拠 JDPA G 1049 準拠 (継手部) JDPA G 1042 準拠 (継手部) 内・外面塗装は同上			
			水道用バタフライ弁脚付き		JWWA B 138 JWWA B 138準拠 内・外面塗装は同上			
			水道用空気弁		旧JIS B 2063-1994 JWWA B 137準拠 (製品指定) JWWA B 137 ・外面塗装は同上 ・外面塗装 水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料 JWWA K 139			
			水道用補修弁		JWWA B 126 内・外面塗装は同上			
			マンホール鉄蓋		JWWA B 132 JWWA B 133			
			弁室 (コンクリート二次製品)		JIS A 5372			
			弁室 (レジンコンクリート製品)		JWWA K 148			
			ダクタイル鋳鉄管外面特殊塗装		JDPA Z 2009			
			水道用ダクタイル鋳鉄管用ポリエチレンス		JWWA K 158			
			水道管明示テープ					
			水道管理説明シート		準拠規格 JIS K 6772 ビニルレザークロス			
2 管の接合	施工	必須	ダクタイル鋳鉄管継手 部接合検査	JDPAの接合要領書による	JDPAの接合要領書による	・全接合箇所測定し、チェックシートに記入 ・各継手部の寸法を満足すること。	GX、T、NS、SII、K、KF、U、UF、US、S、フランジ形に適用する。	
			配水用ポリエチレン管 継手部接合検査		配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工マニュアルによる。	・全接合箇所測定し、チェックシートに記入	配水用ポリエチレン管に適用する	
3 管の接合 (鋼管)	施工	必須	開先形状		溶接継手箇所ごと	日本水道鋼管協会発行「WSP002 水道用塗覆装鋼管現場施工基準」による	チェックシートを作成し提出する。	
			ルート間隔 目違い 余盛り		溶接継手箇所ごと円周 方向に天地左右の4点とする			
			外観検査	目視	検査箇所は、設計図書及び監督員の指示したところとする。	下記について著しい欠陥がないこと。 1 余盛りの形状 2 溶接部及びその付近のわれ 3 アンダーカット 4 オーバーラップ 5 ビット 6 ビード形状スラグ 7 スパッタの付着 8 溶接ビードの不揃い	社内検査データ及び写真を提出する。	
			放射線透過試験 (X線)	JIS Z 3104 鋼溶接継手の放射線透過試験方法 撮影方法は内部線源撮影方法 小口径管等で人が入れない場合は二重壁片面撮影方法 JIS Z 3106 ステンレス鋼溶接継手の放射線透過試験方法		判定は、JIS Z 3104 及び JIS Z 3106 の3類以上とする。	試験成績及び透過写真を提出する。	○
			超音波探傷試験	JIS Z 3050 パイプライン溶接部の非破壊試験方法 JIS Z 3060 鋼溶接部の超音波探傷試験方法		判定は、JIS Z 3060 の3類以上とする。	試験成績表を提出する。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
			液状エポキシ樹脂塗装 (内面塗装)	下地処理検査	塗装箇所ごと	1 溶接により生じたヒュームが除去されていること。 2 スラッグ除去、ビードの著しい凹凸が整形され、スパッタ、仮付けピース跡などの塗膜に有害な突起が除去され、平滑に仕上げていること。 3 ほこり、泥、水分、油分の付着がないこと。 4 工場無塗装部を SSPC-SP11 の等級に仕上げていること。 5 工場プライマー部で、焼損、発錆、鋼面が露出した部分は、プライマーを除去し、SSPC-SP11 の等級に仕上げていること。 6 工場塗装部及び工場プライマー部 (健全部) は、表面のみ面粗ししていること。 7 工場塗装部の面粗し範囲は幅25mmとし、端部はテーパをつけていること。	試験成績表を提出する。現場塗装部については、チェックシートを作成し提出する。	○			
			外観検査		1 塗装表面にたれ、しわ、流れ、光沢、平滑度、変色などの有害な欠陥がないこと。 2 塗り残し、ピンホールがないこと。						
			ピンホール及び塗り残し検査	塗装箇所ごと	ピンホール探知機で測定した塗膜全面について火花の発生がないこと。	試験成績表を提出する。現場塗装部については、チェックシートを作成し提出する。			○		
			塗膜厚検査 電磁膜厚計又は他の測定器具	塗装箇所ごと 円周上任意の4点 (溶接ビード除く)	塗膜厚さ 0.5mm 以上 (硬化後)						
			ジョイントコート (外面塗装)	下地処理検査		1 溶接によって生じたスラッグ、スパッタ、仮付け跡、ビード部凹凸などの有害な突起が除去又は滑らかに仕上がっていること。 2 スケール、さび、熱影響を受けたプライマーなどが除去されていること。 3 ほこり、泥、水分、油分が付着していないこと。	試験成績表を提出する。現場塗装部については、チェックシートを作成し提出する。	○			
				外観検査		1 焼損があってはならない。 2 有害な欠陥となる両端の大きなめくれがあってはならない。 3 ジョイントコートの両端から 50mm以内にくれがあってはならない。 4 工場塗装部との重ね長さは、片側50mm 以上とする。 5 円周方向の重ね長さは、50mm 以上とする。					
				ピンホール検査		ピンホール探知機を用いて行い、火花の発生するような欠陥があってはならない。検査電圧は、8~10kV とする。					
				膜厚検査		加熱収縮後のジョイントコートの厚さは、1.5mm 以上とする。					
			4 水圧試験	施工	必須	管路水圧試験 (ダクタイル鋳鉄管)	管内充水による水圧試験	-0.15MPa以内	試験開始水圧0.75Mpaで保持し、この間の圧力変化を測定する。	口径800mm以下のダクタイル鋳鉄管に適用する。 ※直ちに通水する場合は除く。	
						管路水圧試験 (配水用ポリエチレン管)		配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工マニュアルによる。	配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工マニュアルによる。	配水用ポリエチレン管に適用する。 ※直ちに通水する場合は除く	
継手部水圧試験	継手内面からのテストバンドによる水圧試験	-0.1MPa以内				試験水圧0.5Mpaで5分間保持し、この間の圧力変化を測定する	口径900mm以上のダクタイル鋳鉄管に適用する。 ※機材の設置撤去が困難な場合は除く。				
不連続工法における水圧試験	水圧ポンプなどによる水圧試験	試験水圧に耐え、漏水がないこと				試験水圧は、工事場所の動水圧+0.55Mpa (メーカー規格を上限) まで加圧し1分間保持					

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
5	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）				広島県	土木工事施工管理基準による		
6	プレキャストコンクリート製品（JIS I類）				広島県	土木工事施工管理基準による		
7	プレキャストコンクリート製品（JIS II類）				広島県	土木工事施工管理基準による		
8	プレキャストコンクリート製品（その他）				広島県	土木工事施工管理基準による		
9	ガス圧接				広島県	土木工事施工管理基準による		
10	既製杭工				広島県	土木工事施工管理基準による		
11	下層路盤				広島県	土木工事施工管理基準による		
12	上層路盤				広島県	土木工事施工管理基準による		
13	アスファルト安定処理路盤				広島県	土木工事施工管理基準による		
14	セメント安定処理路盤				広島県	土木工事施工管理基準による		
15	アスファルト舗装				広島県	土木工事施工管理基準による		
16	転圧コンクリート				広島県	土木工事施工管理基準による		
17	グースアスファルト舗装				広島県	土木工事施工管理基準による		
18	路床安定処理工				広島県	土木工事施工管理基準による		
19	表層安定処理工（表層混合処理）				広島県	土木工事施工管理基準による		
20	固結工				広島県	土木工事施工管理基準による		
21	アンカー工				広島県	土木工事施工管理基準による		
22	補強土壁工				広島県	土木工事施工管理基準による		
23	吹付工				広島県	土木工事施工管理基準による		

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
24	現場吹付 法砕工				広島県	土木工事施工管理基準による		
25	河川土工				広島県	土木工事施工管理基準による		
26	海岸土工				広島県	土木工事施工管理基準による		
27	砂防土工				広島県	土木工事施工管理基準による		
28	道路土工				広島県	土木工事施工管理基準による		
29	捨石工				広島県	土木工事施工管理基準による		
30	コンク リートダム				広島県	土木工事施工管理基準による		
31	覆工コン クリート (NATM)				広島県	土木工事施工管理基準による		
32	吹付けコ ンクリート (NATM)				広島県	土木工事施工管理基準による		
33	ロックボ ルト (NATM)				広島県	土木工事施工管理基準による		
34	路上再生 路盤工				広島県	土木工事施工管理基準による		
35	路上表層 再生工				広島県	土木工事施工管理基準による		
36	排水性舗 装工・透水性 舗装工				広島県	土木工事施工管理基準による		
37	プラント 再生舗装工				広島県	土木工事施工管理基準による		
38	工場製作 工(鋼橋用鋼 材)				広島県	土木工事施工管理基準による		
39	ガス切断 工				広島県	土木工事施工管理基準による		
40	溶接工				広島県	土木工事施工管理基準による		
41	中層混合 処理				広島県	土木工事施工管理基準による		
42	鉄筋挿入 工				広島県	土木工事施工管理基準による		